

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画)

仁淀川町地球温暖化対策実行計画

令和7年4月

仁淀川町

目 次

第1章 基本的事項	
1. 計画目的	2
2. 基準年度・計画期間・目標年度	2
3. 対象範囲	2
4. 対象とする温室効果ガス	3
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	3
2. 要因別の排出状況	3
3. 削減目標	4
第3章 具体的な取組	
1. 日常的な取り組み	4
2. 施設設備の改善等	5
3. 物品購入等	5
第4章 推進・点検体制	
1. 推進体制	5
2. 点検体制	6
3. 進捗状況の公表	6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。仁淀川町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図るとともに、地域の資源を生かした持続可能なエネルギー地産地消型社会を目指すことを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和6年度とし、計画期間を令和7年度～令和11年度までの5年間とする。

目標年度については、令和11年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、設定する年度である。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外とするが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請するものとする。

(対象施設一覧)

施設名	施設名
仁淀川町役場本庁舎	仁淀総合支所
池川総合支所	名野川出張所
長者出張所	大崎診療所
仁淀診療所	

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素（CO₂）を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

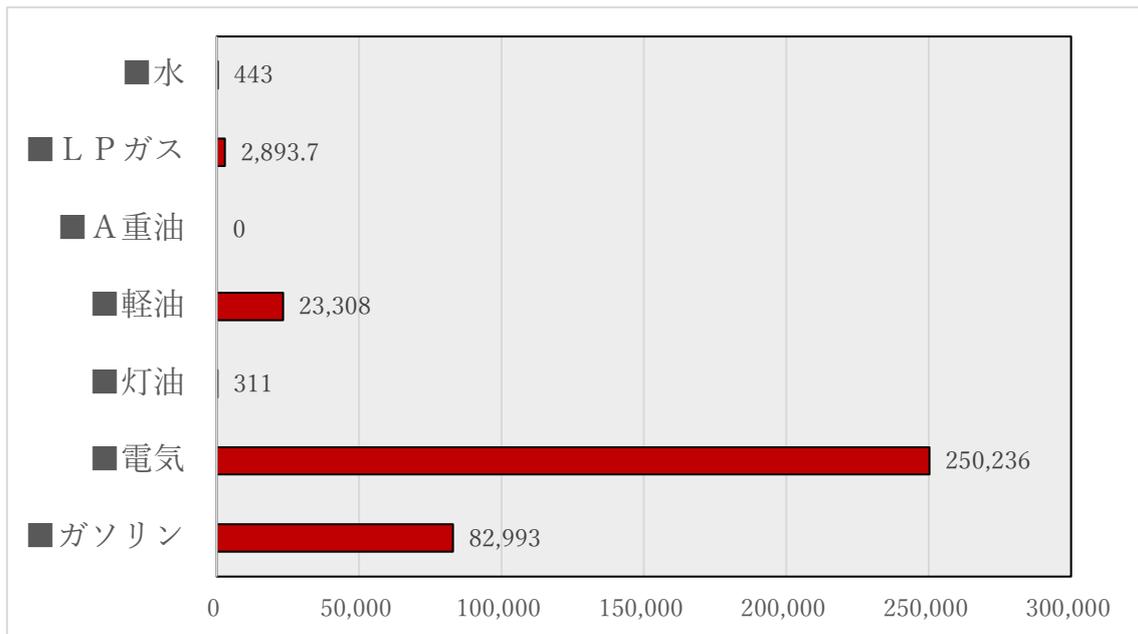
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

仁淀川町対象施設の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、396,150 kg-CO₂である。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	396,150 kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である令和6年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約70.96%を占め、次いでガソリンの使用が約21.65%で、その二つで全体の約9割以上を占めている。また、A重油については、現在使用をしていない状態である。



3. 削減目標

令和6年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和11年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 令和6年度	削減目標	目標年度排出量 令和11年度
二酸化炭素(CO2)	396,150 kg-CO2	5%	376,343 kg-CO2

第3章 具体的な取組

1. 日常的な取り組み

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、湯沸し室等に対人センサーを採用し、不要な点灯時間の削減に努める。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・ブラインド、外気や外光を有効に利用し、室内の照度、室温の適正化を図る。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進し、空調は冷房28℃、暖房20℃を目途に、施設毎の状況を考慮し適切な調整に努める。

②公用車の燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・公用車を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・「見える化」を推進し、職員のモチベーション向上に努める。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。また、令和6年度に行った公共施設等への太陽光発電設備等導入調査に基づく、太陽光設備の導入を検討する。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・高効率照明（LEDライト）への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカー、電気自動車の導入を図る。

3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、各課代表者をもって組織する。
計画の策定、見直し及び計画の総合的な推進を図る。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の進捗状況を把握し事務局に報告する。事務局と共に内容を点検し、具体的に計画の推進を行う。

(3) 事務局

事務局を町民課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検評価体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌やHP等により公表する。